

事務連絡
平成23年3月18日

各地方整備局 総務部 総括調整官 殿
港湾空港部長 殿

港湾局 総務課 調整官
技術企画課 建設企画室長

東北地方太平洋沖地震により被災した直轄工事・業務における出来高確認のための資料作成が不可能な場合の取り扱いについて

東北地方太平洋沖地震により被災した施工中の直轄工事・業務(港湾空港関係)に対する出来高等の確認及び支払いの取り扱いについては、「東北地方太平洋沖地震により被災した直轄工事・業務における出来高等の確認及び支払いの取り扱いについて」(平成23年3月15日事務連絡 以下、「事務連絡」という。)により、効率的な執行が図れることとしたところである。

しかしながら、事務連絡で求めている資料が津波による流出等で消失し、かつその復元が不可能な場合、又は福島第一・第二原子力発電所の立入禁止区域内に受注者の現場の事務所があるため事務連絡で求めている資料の確保が不可能な場合については、事務連絡で示した方法による出来高確認ができないため、受発注者の協議により、下記の方法による出来高確認もできることとする。

なお、今回の事務連絡も先の事務連絡同様、特殊なものであることから、出来高確認について疑義などが生じた場合、本省と必要に応じ相談等を行い円滑な執行に努められたい。

記

1. 出来高確認の資料作成が不可能な理由の確認

受注者は、事務連絡で求めている資料の作成が不可能な理由を記載した文書(様式自由)を作成し、発注者に提出すること。

発注者は、当該理由が①事務連絡で求めている資料が津波による流出等で消失し、かつその復元が不可能な場合、又は、②福島第一・第二原子力発電所の立入禁止区域内に受注者の現場の事務所があるため事務連絡で求めている資料の確保が不可能な場合のいずれかに該当することを確認すること。

2. 出来高確認の方法

1) 工事既済部分調書の作成・提出について

受注者は、発注者が貸与する設計図書の数値総括表を基に工事既済部分調書を作成し、発注者に提出すること。

2) 発注者による工事既済部分調書の確認について

受注者が工事履行報告書の作成が不可能なことから、発注者は施工プロセスのチェックリストや臨場により確認・把握した施工状況などから出来高を確認して構わないこととする。

なお、受注者は工事履行報告書の提出は不用とするが、発注者が工事既済部分調書を確認するための参考となる資料がある場合、受注者は発注者に資料を提出すること。

3. 不可抗力による損害の確認

本事務連絡で対象となる工事等の多くは、工作物の損害状況の確認が不可能な場合が想定されるため、そのような場合の不可抗力による損害の確認については、当該工事等を再開する際に、取り扱いを決定されることとされたい。